

さまざまな企業の両立支援に関する取組や一般事業主行動計画が閲覧できます。

企業名、キーワード、企業規模、業種、所在地で簡単に検索することができます。

さあ、サイトにアクセスしてみよう！

<http://www.ryouritsushien.jp>



両立支援のひろば

現在の登録企業
100社
(平成17年7月6日現在)

MAIN MENU

- HOME
- 取組事例の閲覧・検索
- 取組事例の新規登録
- 両立支援で企業診断
- FF企業表彰関連情報
- ご利用にあたって
- お問い合わせ
- サイトマップ

取組事例の検索はここをクリック。

新規登録はこちらから。

企業の両立支援策の具体的な内容がご覧になれます。

厚生労働省で実施している
ファミリー・フレンドリー企業表彰の受賞企業と
その取組内容等がご覧いただけます。

両立支援のひろば

現在の登録企業
100社
(平成17年7月6日現在)

MAIN MENU

- HOME
- 取組事例の閲覧・検索
- 取組事例の新規登録
- 両立支援で企業診断
- FF企業表彰関連情報
- ご利用にあたって
- お問い合わせ
- サイトマップ

00000 アクセス

企業データ詳細

検索した企業の詳細なデータがご覧になります。

企業名 OO株式会社
業種 製造業
企業規模 2,000人
所在地 東京都港区〇〇2-4-3
電話 03-XXXX-XXXX
FAX 03-XXXX-XXXX
事業概要 哺乳用機械器具製造
一般事業主行動計画の概要
計画期間 平成17年4月1日～平成20年3月31日までの3年間
内容 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。
＜目標1＞ 育児休業の取得率を向上する。
＜目標2＞ 育児休業者の職場復帰支援を充実する。
働き方の見直しを行い、仕事と育児を両立できる職場環境を整備する。
＜目標3＞ 社員全員の所定外労働時間を削減する。
＜目標4＞ 年次有給休暇の取得を促進する。
行動計画の具体的な内容がご覧になります。

新規登録はどちらから。

企業の両立支援策の具体的な内容がご覧になれます。

OO株式会社一般事業主行動計画

我が社の両立支援

当社は、法を上回る育児休業制度を整備し、育児休業の取得を積極的に推進しています。また、仕事と育児を両立できるように配慮した柔軟な勤務制度を設けています。

1 法を上回る育児休業制度
・子どもが3歳になるまで取得できます。
・配偶者が事業主婦(夫)でも取得できます。

2 育児に配慮した柔軟な勤務制度
・子どもが小学校3年生修了まで短時間勤務、始業終業時刻の繰上げ・繰下げを利用できます。

URL <http://www.OOO.co.jp>

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、301人以上の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局へ届け出なければなりません。

300人以下の労働者を雇用する事業主も行動計画を策定し、届けるよう努めなければなりません。

あなたの会社の両立支援に関する取組や一般事業主行動計画をサイトに掲載しましょう。

一般事業主行動計画の閲覧ができるものもあります。

OO株式会社行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができます。社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に發揮できるようになりますため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 平成17年6月1日から平成20年3月31日までの3年間

内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。
男性社員…年に1人以上取得すること。
女性社員…取得率を90%以上とすること。

(対策)
平成17年6月～ 社内報やインターネットを活用し、制度の周知・啓発の実施
平成17年10月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とする研修を実施

目標2 育児休業者の職場復帰支援を充実する。

(対策)
平成17年6月～ 育児休業者に復帰前後の面談を実施
平成17年8月～ 育児休業中の職業能力の維持、向上のためのプログラムを導入

目標3 社員全員の定期的労働時間は一人あたり年間〇〇時間未満にする。

(対策)
平成17年6月 所定外労働の原因の分析等を行うプロジェクトチームの設置
平成18年度～ 管理職を対象にタイムマネジメント研修を実施

目標4 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間〇日以上とする。

(対策)
平成17年8月～ 社内報やインターネットを活用し周知・啓発の実施